

## 入札契約制度の改正について（お知らせ）

### 1. 建設工事の前金払の使途拡大について

建設工事の前払金の使用に関して使途拡大の特例を設け取扱っているところですが、国土交通省及び栃木県が当該使途拡大の特例措置を継続することを踏まえ、本市におきましても当該措置を継続することといたしましたのでお知らせします。

#### ア. 対象

請負代金130万円以上の市発注工事

#### イ. 特例の内容

建設工事請負契約書約款第37条（保証10%用）※に定める前払金の使用に関して、前金払いをなすことができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）します。

現 行	見直し後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、 <u>仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>

注）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。

※保証免除用については、建設工事請負契約書約款第36条が該当条項です。

#### ウ. 契約に関する取扱い

平成28年10月1日以降締結の建設工事について、請負契約書（契約約款の次頁）に第37条の特約条項※を添付し契約を締結する。（県と同様に、条文の改正ではなく、特約条項添付により対応するものとする。）

なお、変更契約の場合については、工事打合せ簿により協議の上、変更契約書に第37条の特約条項を添付し、契約を締結する。

#### 特約条項

約款第37条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

#### エ. 適用時期等

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、既契約済のものについては、受注者からの申し出に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。

※契約書添付の特約条項の様式については、市ホームページの次の箇所から印刷ください。

入札・契約情報→入札契約様式→建設工事契約関係様式一覧→「約款特約条項(保証免除)(R2.4.1から)」又は「約款特約条項(保証10%)(R2.4.1から)」

## 2. 民法改正に伴う契約約款の一部改正について

民法改正に伴い約款を一部改正しましたのでお知らせします。

### ア. 主な改正の条項（契約保証 10%の場合）

- ① 第 5 条関係（契約の保証について）
- ② 第 6 条関係（譲渡制限特約について）
- ③ 第 4 5 条関係（契約不適合責任について）
- ④ 第 4 7 条・第 4 8 条・第 4 9 条関係（発注者の契約解除権について）
- ⑤ 第 5 1 条・第 5 2 条・第 5 3 条関係（受注者の契約解除権について）
- ⑥ 第 5 4 条関係（解除に伴う措置について）
- ⑦ 第 5 5 条関係（発注者の損害賠償請求権について）
- ⑧ 第 5 6 条関係（受注者の損害賠償請求権について）
- ⑨ 第 5 7 条関係（契約不適合責任の担保期間について）

### イ. 適用年月日

- ・令和 2 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用する。

※令和 2 年 4 月からの契約については、新しい約款を使用してください（佐野市ホームページよりダウンロードしてください。）

[入札・契約情報](#)→[入札契約様式](#)→[建設工事契約関係様式一覧](#)→「約款(保証免除)(R2. 4. 1 から)」  
又は「約款(保証 10%)(R2. 4. 1 から)」

佐野市役所 行政経営部  
契約検査課 契約係  
電話 0283-20-3027